

私道への下水道工事について

(管理設同意＋全員接続) = 私道への下水道整備

私道に市の負担で下水道管を埋設するための条件

- ①公共下水道が整備済みの区域又は当該年度に整備を予定する区域内の道路であること
- ②私道の一端が公道に接続していること
- ③公共下水道を支障なく設置する幅員があること
- ④公共下水道に接続する家屋が**2戸以上**あり、かつ、家屋の所有者が**2名以上**であること
- ⑤その私道が**不特定多数の人の公共の用に供され**、かつ、その利用について何ら制限が設けられていないこと
- ⑥私道の**形態が明確**であり、私道の土地所有者及び土地の所在位置が明確であること
- ⑦私道の土地所有者全員が、私道へ下水道管を設置するための**土地を無償で使用することを承諾**すること
- ⑧私道に面した家屋所有者または土地所有者全員が速やかに排水設備を設置すること。

